

登園できない病気の一覧表

(2018保育所における感染症対策ガイドラインより 2023年7月一部修正)

保育園は乳幼児が集団で長時間を共にする場です。登園に際しましては、以下のご配慮をお願いいたします。

- ① 園内での感染症の集団発生や流行につながらないこと
- ② 子どもの健康(身体)状態が集団生活に適応できるよう状態に回復していること

病名	主な症状	潜伏期間	感染しやすい期間	登園許可書	登園の目安
麻疹 (はしか)	熱・発疹	8～12日	発症1日前から、発疹出現後の4日後まで	様式①	解熱後、3日を経過していること
風疹 (三日はしか)	熱・発疹	16日～18日	発疹出現後の7日前から、7日後くらい		発疹が消失していること
水痘 (水ぼうそう)	熱・発疹	14日～16日	発疹出現1～2日前から、かさぶたができるまで		全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	熱・耳下腺腫脹	16日～18日	耳下腺の腫脹3日前から、腫脹出現後4日		耳下腺腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	熱・呼吸困難 咳・チアノーゼ	3か月～数10年	—		医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス)	熱・扁桃腺炎 結膜炎	2～14日	発熱・充血等症状が出現した数日間		発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	目の充血・目やに	2～14日	充血・目やに等症状が出現した数日間		結膜炎の症状が消失していること
急性出血性角膜炎 (アポロ熱)	充血・目やに 目の痛み まぶたの腫れ	1～3日	—		医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	熱・寒気 吐き気・嘔吐	4日以内	—		医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	水様下痢便 腹痛・血便	10時間～6日 O157は主に3～4日	—		医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	咳発作	7～10日	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで		特有の咳せきが消失していること 又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
インフルエンザ	突然の高熱 倦怠感・関節痛 食欲不振・筋肉痛	1～4日	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	様式① インフル用	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス	発熱・頭痛 呼吸器症状 倦怠感	1～3日	発症後5日間	様式① コロナ用	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

溶連菌感染症	発熱・咽頭痛 発疹・莓舌	2～5日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	様式②	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	咳・発熱・頭痛	2～3週間	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間		発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱 手足口に赤班⇒水疱	3～6日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間		発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（いんご病）	頬が赤くなったり、手足に網目状の紅斑が出る	4～14日	発しん出現前の1週間		全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど）	熱・嘔吐・下痢 ノ口は白っぽい便	1～3日	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）		嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	高熱・咽頭痛・咽頭付近に水疱	3～6日	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）		発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	発熱・鼻水・咳・喘鳴・呼吸困難	3～8日	呼吸器症状のある間		呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	多数の水疱の集まり・紅斑	—	水疱を形成している間		すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱後の紅斑	—	—		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としています。

※潜伏期間は目安であり、主な期間を記載しています。

※診断されたら、その日のうちに園にご連絡ください。

※とびひ⇒登園許可書の提出はありませんが、医師の診断を受け患部を被い登園して下さい。

治癒するまでは、プールは入水できません。

※上記の表の病気のほか、保育園において特に適切な対応が求められる感染症として、アタマジラミ・疥癬・伝染性軟属種(水いぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)・B型肝炎があります。

様式①⇒医師の許可が必要

様式①(インフルエンザ用)⇒病院で診察後、適切な治療、療養後に保護者で記入

様式①(新型コロナウイルス用)⇒病院で診察後、適切な治療、療養後に保護者で記入

様式②⇒病院を受診後に、適切な治療、療養後に保護者で記入

※登園許可書は、園のホームページからダウンロードできるほか、園でも準備しています。

この表を参考に登園許可書の提出をお願いします。